

令和5年度 広島県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修 応募要領

1 目的

広島県サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者更新研修（以下、「更新研修」という。）は、個々のサービス利用者の障害特性及び生活実態に関する専門的な知識並びに個別支援計画を作成・評価する技術等を持ち、他のサービス提供職員に対する指導的役割を果たす人材の継続した育成を目的として開催します。

2 実施主体及び実施機関

実施主体 広島県

実施機関 社会福祉法人 尾道さつき会

3 研修の種類

両研修は同日・同カリキュラムで実施します。

(1) サービス管理責任者更新研修

指定障害福祉サービス事業所に配置されるサービス管理責任者の更新研修

(2) 児童発達支援管理責任者更新研修

指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所に配置される児童発達支援管理責任者の更新研修

4 研修日程

この研修は計2日間です。受講決定通知において指定するいずれかの日程で受講してください。

会場	日程	備考	受講定員
会場①	令和5年10月3日(火) 4日(水)	Zoomによるオンライン開催	200名
会場②	令和5年10月11日(水) 12日(木)	〃	200名
会場③	令和5年10月19日(木) 20日(金)	〃	200名

※概ね9:15~17:30で実施します。

5 受講要件

(1) サービス管理責任者更新研修

次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 平成18年から平成30年までの期間において、サービス管理責任者研修を修了した者

（今年度の更新研修は、平成30年度以前にサービス管理責任者研修を修了された方からの受講が多く見込まれるため、平成30年度以前にサービス管理責任者研修を修了された方を受講対象とします。）

イ 指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人(所属もしくは所属予定等の法人)からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

エ 県が定める事前課題を自らが作成・提出し、実施主体による審査の上で受理された者

(2) 児童発達支援管理責任者更新研修

次のアからエまでのすべてを満たす者であること。

ア 平成18年から平成30年までの期間において、児童発達支援管理責任者研修を修了した者

（今年度の更新研修は、平成30年度以前に児童発達支援管理責任者研修を修了された方からの受講が多く見込まれるため、平成30年度以前に児童発達支援管理責任者研修を修了された方を受講対象とします。）

イ 指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しようとする者

ウ 広島県内に本部若しくは支所・事業所を持つ法人(所属もしくは所属予定等の法人)からの推薦が得られる者。ただし、推薦法人は受講者の適正な研修受講に係る責任を負うこととする。

エ 県が定める事前課題を自らが作成・提出し、実施主体による審査の上で受理された者

(3) 留意事項

- ア 令和元年度以降に【更新研修】を受講された方は、来年度以降、受講期限までにご受講ください。
(今年度の更新研修は、平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了された方からの受講が多く見込まれるため、平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了された方を受講対象としています。)
- イ 平成30年度以前にサービス管理責任者等研修を修了した方は、令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を修了しないと、令和6年4月1日以降は、サビ・児管として勤務(配置)できません。現にサビ・児管として従事している場合は、人員欠如となりますので、受け逃すことのないようご注意ください。
- ウ 研修受講前及び受講中に、辞職等により研修受講等に係る責任を負う事業所からの推薦が得られなくなった場合には、受講者及び事業所に確認の上、受講不可とする場合があります。
- エ 研修修了後に受講要件を満たさないことが発覚した場合は、修了証を返却していただくことがあります。
- オ 提出いただいた修了証書についてのみ発行されます。サビ管・児発管両方を発行希望の方は、両方の修了証書を提出してください。

6 受講費用

1人 22,000円

確定額や振込先など詳細は受講決定通知にてお知らせしますので、受講決定後にお支払いください。
受講決定通知書に記載の期日までに振込がなかった場合には受講不可とすることがあります。
受講費用納入後は、いかなる場合も返金できません。

7 申込みについて

(1) 申込み方法

広島県ホームページに掲載の申込フォーム(受講推薦(申込)書)より申込みをしてください。
郵送、FAX、持ち込みによる提出は受け付けません。

申込フォーム/必要様式 掲載ページ URL	申込期限
広島県 障害者支援課 ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/sabijikan-koushin2023.html	8月24日(木) 締切

(2) 提出書類

必要様式は広島県ホームページに掲載しています。

提出書類		様式
① 申込フォーム(受講推薦(申込)書)		—
② 添付書類 (PDF形式等) 申込フォームの 添付欄に張付	ア 【全員提出】 サービス管理責任者 又は 児童発達支援管理責任者研修の修了証の写し (最後に受講した研修の1枚(※1)) (※1) サビ管と児発管両方の修了証書を希望される場合は両方提出	—
	イ 【合理的配慮を要する場合のみ】 合理的配慮申出書	様式3
	ウ 【修了証書の名前が異なる場合のみ】 戸籍抄本 (運転免許証や健康保険証等、公的に現在の名前を証明できる書類であれば可)	—

① 申込フォーム（受講推薦(申込)書）について

- ◆事前に添付書類を揃えた上で入力してください。
- ◆申込フォームの記載を以て受講推薦(申込)書とします。
- ◆記入必須の項目については、間違いや漏れの無いようにしてください。
- ◆メールアドレス記入欄は、間違いのないよう記載してください。

特に、氏名の漢字、生年月日は受講推薦(申込)書に記載のとおりに修了証に印字されますので、間違いのないよう入力してください。

- ◆受講対象外年度の方は受講要件が異なるため、今年度にご受講いただけません。
来年度以降にお申込みください。

② 添付書類 について

- ◆添付書類ア・イ・ウは PDF 形式にて申込フォームに添付してください。(写真も可)

※申込フォームの送信が完了しましたら、申込者メールアドレス宛に完了メールが自動返信されます。
完了メールが届かない場合は、メールアドレスに誤りがある可能性がありますので、研修事務局までご連絡ください。(研修事務局 TEL：082-275-5445) 連絡のないまま申込期限を超過した場合には、受講を認められない場合があります。

修了証書紛失等の場合は、以下の URL より研修修了証明書の申請手続きをしてください。

「相談支援従事者研修・サビ児管研修の研修修了証明書の発行について」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/saihakkou.html>

8 事前課題について

この研修の受講には、事前課題の提出が必要です。事前課題は「受講決定通知書」にて詳細をお知らせしますので必ずご確認ください。受講対象外又は受講不可の方については申込受理時にお知らせします。

9 受講決定

受講決定者には「受講決定通知書」を、申込者メールアドレス及び受講者本人メールアドレスの双方に対し、メールにてお送りします。

受講決定通知日	方法
8月30日(水)までにメールで通知します	受講推薦(申込)書に記載のメールアドレスと申込時のアドレスに通知 ※8月31日(木)までに届かない場合はお問い合わせください。

- ・会場定員超過した場合は、希望の会場以外を指定することがあります。
- ・申込締切後の受講者及び推薦法人の変更はできません。
- ・受講決定後の受講者や会場の変更はできません。
- ・受講料振込先等については、「受講決定通知」にてお知らせします。

10 修了証書

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 広島県が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者
- (2) 視聴後の課題を研修事務局へ期日までに提出をし、内容が適当と認められた者

※課題未提出等、県が適当でないと判断した者には修了証書の交付はできません。

※研修修了者は、県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供することがあります。

※申込時に提出いただいた修了証書についてのみ発行されます。

※サービス管理責任者更新研修修了証を発行された方が、児童発達支援管理責任者の実務要件を満たす場合は、児童発達支援管理責任者としての勤務も可能です。同様に、児童発達支援管理責任者更新研修修了証を発行された方が、サービス管理責任者の実務要件を満たす場合は、サービス管理責任者としての勤務も可能です。

11 問い合わせ

申込や研修受講に関する問い合わせは、研修事務局にしてください。

問い合わせの内容によっては、県から折り返し連絡をする可能性があります。

(なお、8/11～8/15の期間は研修事務局の業務が休止しておりますので、8/16以降にお問い合わせください。)

問い合わせ先	電話番号／受付時間	メールアドレス
【研修事務局】 社会福祉法人 尾道さつき会	082-275-5445 平日 9:00～17:00	web@satukikai.com

毎年、問い合わせが非常に多く電話がつながりにくくなっております。

応募要領及び広島県ホームページを確認いただいたうえで、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

12 その他

(1) 遅刻について

原則として配信サイトへのアクセスが講義の開始から30分以上遅れた者は欠席とみなします。

視聴ができない場合は、すみやかに研修事務局へ連絡してください。

① 30分以内の遅刻

講義の進行状況によって視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

② 30分以上の遅刻

原則として欠席とみなします。途中で聴講できなくなった場合も、すみやかに事務局へ連絡してください。聞き取り上受講の可否を決定させていただきます。視聴をしていない時間の補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。

(2) 虚偽の申込や他人の作成した課題の複製等、県が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。また、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

(3) 個人情報、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号)の規定に基づき、適切に取り扱います。

(4) 修了者については、広島県が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。